

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後	現 行																								
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V 申請書及び添付書類の郵送による提出等 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 郵送に際しての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郵送する際は、許可申請書類の他以下を必ず同封してください。(4(1)の場合を除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② ①と同じ記載事項を記載した受領書返信用封筒（定形郵便物用の封筒（長形3号（120mm×235mm）の大きさの封筒等）であって、<u>郵送するために必要な額に相当する郵便切手が貼付されたものに限る。</u>）</p> <p>③ (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨物</th> <th style="text-align: center;">仕向地</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から<u>(52)</u>までに掲げる貨物</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から <u>(52)</u> までに掲げる貨物	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V 申請書及び添付書類の郵送による提出等 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 郵送に際しての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郵送する際は、許可申請書類の他以下を必ず同封してください。(4(1)の場合を除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② ①と同じ記載事項を記載した受領書返信用封筒（定形郵便物用の封筒（長形3号（120mm×235mm）の大きさの封筒等）であって、<u>金額80円分の郵便切手が貼付されたものに限る。</u>）</p> <p>③ (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨物</th> <th style="text-align: center;">仕向地</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から<u>(50)</u>までに掲げる貨物</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から <u>(50)</u> までに掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から <u>(52)</u> までに掲げる貨物	(略)	(略)	(略)																						
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から <u>(50)</u> までに掲げる貨物	(略)	(略)	(略)																						

輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)
(注1)～(注4) (略)

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技 術	提供先 国	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)
(注1)～(注4) (略)

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技 術	提供先 国	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる	(略)	(略)	(略)

技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から <u>(52)</u> までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術				技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から <u>(50)</u> までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術			
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から <u>(52)</u> までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	(略)	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から <u>(50)</u> までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から <u>(52)</u> までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	(略)	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から <u>(50)</u> までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から <u>(52)</u> までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令	(略)	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から <u>(50)</u> までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令	(略)	(略)	(略)

第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）				第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）			
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	(略)	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	(略)	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当す	(略)	(略)	(略)	外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)に該当する貨物に	(略)	(略)	(略)

る貨物に係る技術を除く。)			
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表2の付表

1~15 (略)

16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第三号へ又は第五号のいずれかに該当するもの

17~20 (略)

21 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第二号に該当するプログラム、同号イからニまで若しくはト又は同項第三号のいずれかに該当するもの

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名	(略)	と地域①	と地域②	ち地域
国・地域名				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

係る技術を除く。)			
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)に該当する貨物に係る技術を除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表2の付表

1~15 (略)

16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第一号、第五号チ又は第七号のいずれかに該当するもの

17~20 (略)

21 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第二号に該当するプログラム、同号イからニまで若しくはト又は同条第三号のいずれかに該当するもの

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名	(略)	と地域①	と地域②	ち地域
国・地域名				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

中央アフリカ	(略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表4 (略)

別表5 (事前同意手続きの対象外となる貨物)

- ・ 輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
- ・ 輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・ 輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・ 輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁若しくはその部分品又は9に掲げるポンプ若しくはその部分品
- ・ 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機の部分品

別記1～別記3 (略)

別記4 許可条件に関する事項
(略)

- ① (略)
- ② 最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例
 - (イ) 輸出許可の場合

「申請者は、6月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出(以下「再輸出・再販売」という。)の状況を翌月末日までに、12月末日における買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(第1回報告期限 年月末日)。また、申請者は、買

中央アフリカ	(略)	○	○	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表4 (略)

別表5 (事前同意手続きの対象外となる貨物)

(新設)

- ・ 輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・ 輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・ 輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁若しくはその部分品又は9に掲げるポンプ若しくはその部分品
- ・ 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機の部分品

別記1～別記3 (略)

別記4 許可条件に関する事項
(略)

- ① (略)
- ② 最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例
 - (イ) 輸出許可の場合

「申請者は、6月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出(以下「再輸出・再販売」という。)の状況を翌月末日までに、12月末日における買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(第1回報告期限 平成 年 月末日)。また、申請者

主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(ロ) 役務取引許可の場合

「申請者は、6月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌月末日までに、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限 年月末日）。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(注1)～(注3) (略)

(注4) 期限付きで無為替輸出をし、期限内に最終需要者等が決定しなかった場合を考慮した条件として、「なお、本輸出許可証により輸出された貨物が、年月末日までに再輸出又は再販売が行われなかった場合には、速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。」を追記する場合があります。

③ 輸出した貨物等の着実な据付、設置の確認が必要なときの例

仕向地、貨物等の仕様、需要者等によって、貨物等が実際に据え付けられたことを報告する「据付報告」、その後貨物が当初の場所に引き続き設置されていることを報告する「設置状況報告」が付されることがあります。

据付報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、設置完了後、その旨を書面により当該設置が確認できる書類を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出すること。（提出期限 年月末日）」

設置状況報告条件の例：

(略)

(イ)～(ニ) (略)

(注1)～(注3) (略)

は、買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(ロ) 役務取引許可の場合

「申請者は、6月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌月末日までに、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限平成 年月末日）。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(注1)～(注3) (略)

(注4) 期限付きで無為替輸出をし、期限内に最終需要者等が決定しなかった場合を考慮した条件として、「なお、本輸出許可証により輸出された貨物が、平成 年月末日までに再輸出又は再販売が行われなかった場合には、速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。」を追記する場合があります。

③ 輸出した貨物等の着実な据付、設置の確認が必要なときの例

仕向地、貨物等の仕様、需要者等によって、貨物等が実際に据え付けられたことを報告する「据付報告」、その後貨物が当初の場所に引き続き設置されていることを報告する「設置状況報告」が付されることがあります。

据付報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、設置完了後、その旨を書面により当該設置が確認できる書類を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出すること。（提出期限 平成 年月末日）」

設置状況報告条件の例：

(略)

(イ)～(ニ) (略)

(注1)～(注3) (略)

④ 輸出した貨物等の使用状況に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

需要者等が誓約書で誓約したとおりに使用していることなどを確認する「使用状況報告」が付されることがあります。また、輸出した貨物等の使用方法に制限等を課す必要がある場合には、需要者等の誓約書に追加的誓約事項を加えた上で条件を付すことがあります。

○ (略)

(略)

「最終需要者又は保管者から再輸出（再提供（当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。））又は再販売に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

⑤ (略)

別記5 (略)

様式1～様式14 (略)

様式15 (別添A) 参照

様式16～様式22 (略)

④ 輸出した貨物等の使用状況に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

需要者等が誓約書で誓約したとおりに使用していることなどを確認する「使用状況報告」が付されることがあります。また、輸出した貨物等の使用方法に制限等を課す必要がある場合には、需要者等の誓約書に追加的誓約事項を加えた上で条件を付すことがあります。

○ (略)

(略)

(新設)

⑤ (略)

別記5 (略)

様式1～様式14 (略)

様式15 (別添A) 参照

様式16～様式22 (略)

様式 15

年 月 日

(貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書
(年 月末日時点)

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名 _____

住 所 _____

担当者役職及び署名 _____

電話番号(担当者名) _____

下記のとおり報告します。

記

許可年月日 _____

許可番号 _____

買 主 _____

商品名等 (型及び等級/ 技術の内容)	輸出貿易管理令 別表第1貨物番 号/外国為替令 別表番号及び貨 物等省令条項号 等番号	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況 (いずれかに○ をすること)	<u>年 月末日時点</u> における貨物・技術の状況 ①再販売等をした相手方 ②再販売等した相手住所 ③安全保障貿易審査課事前同意年月日 (事前同意不要相手方については、別紙記 載の申請時の相手方番号を記載することに より①～③の記載を省略可) ④再販売等をした年月日	許可時 の数量	前回報 告時数 量	今回再 販売等 数量	残数量
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					

(注1) 貨物等省令とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)のことです。

(注2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。

(注3) 一の輸出許可申請において複数の商品/数量の輸出が許可された場合には、それぞれの商品/数量毎に記載して下さい。

(注4) 用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(注5) 貨物・技術が同時に管理されている場合(例、工作機械とプログラム)には、貨物と技術の許可番号を併記した上で、セットで管理されている貨物と技術は同一の欄に記載していただいても構いません。

(注6) 当該許可証に関するすべての貨物及び技術の残数量が0である場合、次回以降の報告は不要です。

(注7) 事前同意不要相手方がある場合、貨物の輸出許可申請時に提出した誓約書に併せて提出した相手方リストを(別紙)様式にて本報告書に添付して下さい。

(別紙)

ストック販売に係る輸出許可申請時添付用

番号	企業名	国名	住所	※事前同意必要の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(注1) 企業名及び住所が変更された際は、速やかに安全保障貿易審査課へ届けて下さい。

(注2) 許可申請時に本様式を用いられる場合には、許可証発給時に事前同意必要の有無を安全保障貿易審査課にて記入します。

様式 15

年 月 日

(貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書
(年 月末日時点)

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名 _____

住 所 _____

担当者役職及び署名 _____

電話番号(担当者名) _____

下記のとおり報告します。

記

許可年月日 _____

許可番号 _____

買 主 _____

商品名等 (型及び等級/ 技術の内容)	輸出貿易管理令 別表第1貨物番 号/外国為替令 別表番号及び貨 物等省令条項号 等番号	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況 (いずれかに○ をすること)	平成 年 月 末時点における貨物・技術の 状況 ①再販売等をした相手方 ②再販売等した相手住所 ③安全保障貿易審査課事前同意年月日 (事前同意不要相手方については、別紙記 載の申請時の相手方番号を記載することに より①～③の記載を省略可) ④再販売等をした年月日	許可時 の数量	前回報 告時数 量	今回再 販売等 数量	残数量
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					

(注1) 貨物等省令とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)のことです。

(注2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。

(注3) 一の輸出許可申請において複数の商品/数量の輸出が許可された場合には、それぞれの商品/数量毎に記載して下さい。

(注4) 用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(注5) 貨物・技術が同時に管理されている場合(例、工作機械とプログラム)には、貨物と技術の許可番号を併記した上で、セットで管理されている貨物と技術は同一の欄に記載していただいても構いません。

(注6) 当該許可証に関するすべての貨物及び技術の残数量が0である場合、次回以降の報告は不要です。

(注7) 事前同意不要相手方がある場合、貨物の輸出許可申請時に提出した誓約書に併せて提出した相手方リストを(別紙)様式にて本報告書に添付して下さい。

(別紙)

ストック販売に係る輸出許可申請時添付用

番号	企業名	国名	住所	※事前同意必要の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(注1) 企業名及び住所が変更された際は、速やかに安全保障貿易審査課へ届けて下さい。

(注2) 許可申請時に本様式を用いられる場合には、許可証発給時に事前同意必要の有無を安全保障貿易審査課にて記入します。